

事務連絡  
平成25年 3月26日

都道府県労働局  
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
労災管理課長補佐(企画担当)

休業給付基礎日額の算定に用いる通算スライド率早見表  
の送付について

平成25年4月1日から同年6月30日までに支給事由の生じた休業補償給付又は休業給付に係る休業給付基礎日額の算定に用いる通算スライド率の早見表を送付します。

なお、今回は表紙及び別表第3のみの変更のため、表紙及び別表第3のみを各局に1部ずつ送付することとします。

つきましては、必要に応じ、前回分を差し替える等により使用していただきますようお願いいたします。

## 第242回通算スライド率早見表（平成25年 3月）

適用期間	自	平成25年	4月	1日
	至	平成25年	6月	30日

